

電気通信紛争処理委員会（第148回）議事録

1 日時

平成27年1月23日(金) 午前10時から午前11時45分

2 場所

共用1001会議室（総務省10階）

3 出席者（敬称略）

(1) 委員

中山 隆夫（委員長）、小野 武美、平沢 郁子、山本 和彦（以上4名）

(2) 特別委員

荒井 耕、加藤 寧、小塚 莊一郎、近藤 夏、白井 宏、若林 亜理砂、若林 和子
（以上7名）

(3) 総務省(総合通信基盤局)

柴山 佳徳 電気通信事業部事業政策課調査官

片桐 義博 電気通信事業部料金サービス課企画官

飯倉 主税 電気通信事業部消費者行政課電気通信利用者情報政策室長

(4) 事務局

濱西 隆男 事務局長、清水 智之 参事官、三島 由佳 紛争処理調査官、

梅澤 信司 上席調査専門官、市川 憲史 上席調査専門官、

山内 真由美 上席調査専門官

4 議題及び議事概要

(1) 「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」について【公開】

総合通信基盤局より説明を受け、質疑応答及び意見交換を行った。

(2) 「SIMロック解除ガイドライン改正の概要」について【公開】

総合通信基盤局より説明を受け、質疑応答及び意見交換を行った。

(3) 「ICTサービス安心・安全研究会報告書」について【公開】

総合通信基盤局より説明を受け、質疑応答及び意見交換を行った。

5 議事内容

<開会【公開】>

【中山委員長】 お待たせいたしました。ただいまから、第148回電気通信紛争処理委員会を開催いたします。本日は委員4名が出席しておりますので、定足数を満たしております。また、特別委員7名のご出席をいただいております。

本年初めての委員会でございますが、今年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

<議題（１）「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」について【公開】>

【中山委員長】 お手元の議事次第に従いまして議事を進めさせていただきます。まず議題1の「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」について、総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課の柴山調査官から説明をいただきます。柴山調査官にはお忙しいところ、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

【柴山調査官】 おはようございます。お手元の資料148-1をご覧ください。こちらは昨年2月に情報通信審議会に諮問をいたしまして、12月に答申をいただいたものでございます。この資料では、答申の概要と、その後の動きを含めてご説明させていただきます。

資料が大部ですので、概要だけご説明させていただきます。

またこのあと、「SIMロック解除ガイドライン改正の概要」と「ICTサービス安心・安全研究会報告書」についての話がございますが、これら2つはこの答申の中の1つのパーツでございますので、今日は一連の流れということでご了解いただければと思います。

まず1ページ目でございます。こちらは我が国を取り巻く現状ということで、経済的地位の低下、少子高齢化、人口減少、グローバル化の進展や大規模災害の発生等といったものが、今後見込まれるということでございます。

2ページ以降、ICTの話になりますけれども、まずICTの現状でございます。1のICTの普及状況でございますが、携帯電話の契約数は1億6000万超でございます、一人1台以上保有しているという成熟した産業になってきております。ブロードバンドも1億200万契約でございます。インターネット普及率も80%を超えて、今後伸びが期待できるというよりは、成熟した産業の中での競争政策の在り方が大事かと思います。

他方で伸びる分野もございまして、右下の4番、ビッグデータ、クラウド等々の分野がこれから伸びる分野だということで、成熟した産業とこれから伸びる分野というふうに色

分けができるかと思います。

3 ページでございます。今回の諮問の副題が、「世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて」でございますので、I C T 基盤の普及がメイントピックになります。

3 ページはその I C T 基盤の現状でございます。今まで電気通信市場に競争原理を導入してきました、現在、世界最高レベルの I C T 基盤が実現しております。

例えば1番、モバイルでございますが、L T E といわれている3. 9 世代携帯電話の契約数が米国に次ぎ世界第2位の契約者数であるほか、昨年1 2 月に第4 世代の周波数割当てを行いました。これは世界初の割当てとなります。

第4 世代というのは最大速度1 G b p s と、光ファイバ並みの通信速度を実現するものでございます。

また2番、固定通信の光ファイバでございますけれども、契約者数の割合や単位速度当たり料金がO E C D 加盟国中最も安いということで、I C T 基盤は現状では世界最高水準であると認識しております。

他方で当然課題もあるわけで、例えば4 ページの2番でございます。N T T の昭和6 0 年の民営化後、多数の事業者の参入がございましたが、現状では大きく3 グループに収めんしてきております。

また3番、I C T の利用機会の増大ということで、災害時でのI C T の有用性、インターネット選挙、それからマイナンバーの導入等、2 0 2 0 年代に向けて、I C T が国民生活の中でますます必要不可欠になってくると考えております。

また4番目、通信エンゲル係数という方もいらっしゃいますが、消費支出に占める通信費の割合が本当に伸びてきております。モバイル料金が高いということもありますが、この通信費の割合の増加は課題でございます、また5番、苦情・相談件数も右肩上がりになってきております。例えば自宅に帰ったら受信できないとか、通信速度の表示がわかりづらい、あるいは契約の2 年縛りについておかしいというような苦情・相談件数も、この分野は非常に増えてきているという課題もございます。

こうした背景から、5 ページの日本再興戦略、いわゆる成長戦略でございます。2 年前の成長戦略におきまして、この分野の競争政策を更に見直すこととなりました。具体的には「4. 世界最高水準のI T 社会の実現」という項目の中に、世界最高レベルの通信インフラの整備という項目がございます。

そのなかで、「情報通信分野における競争政策の更なる促進等により、O E C D 加盟国の

ブロードバンド料金比較（単位速度当たり料金）で、現在の１位を引き続き維持することを目指す」というミッションをいただきました。そのために、料金の低廉化、サービス多様化のための競争政策を見直し、その結果を２０１４年中に、結論を得なさいということでございましたので、情報通信審議会に諮問したという背景がございます。

６ページ目はその検討体制でございます。情報通信審議会に新たに「２０２０－ＩＣＴ基盤政策特別部会」を設置し、さらにその下に「基本政策委員会」を設置いたしまして、次のページにあるように合わせて二十数回にわたりましてご議論いただきました。

７ページが検討状況でございまして、去年の１２月１８日に答申をいただきました。８ページ以降が答申の中身になります。

まずこの競争政策というのは利害が対立する話でございますので、いわゆる骨太の方針がないと議論もいろいろ揺らぐだろうということで、基本５原則を審議会でもとめていただきました。

この基本５原則、特に大事なのが公正競争の徹底、それからイノベーション創出でございます。元々の成長戦略のミッションがございましたので、公正競争を徹底しながらのイノベーション創出というのが大事かと思います。

またその下の５番、利用者視点。とかく利用者視点というのは忘れがちでございますので、利用者視点も考えながら、この５原則を踏まえ、審議会でご議論いただいたものでございます。

９ページ目が答申の全体像でございまして、２０２０年代に向けた情報通信の展望と目指すべき姿をまとめていただきました。まず左上のＩＣＴの役割として、経済の活性化・効率化、あるいは社会的課題の解決、便利な社会の実現、安心・安全の実現等々が２０２０年代に向けたＩＣＴの役割でございます。

右上のＩＣＴの動向でございます。例えばネットワークの動向でいいますと、４Ｇ、５Ｇ等による高速化・大容量化の進展、トラヒックの急増が考えられます。そうしますと、よく移動通信と固定通信は代替関係にあり、固定通信は不要であるという声もございましたけれども、トラヒックの急増を受けて、移動通信と固定通信は相互補完関係にあるのではないかと、利用の動向におきましてはあらゆるものがつながってＩｏＴの時代になり、移動通信や固定通信を意識しない利用環境になるだろう等々まとめていただいたところでございます。

大事なはその下の目指すべき姿でございます。ＩＣＴ基盤、どういう姿がふさわしい

かということでございますが、1 番に書いてあるように、様々な産業が新事業・新サービスを創出できる I C T 基盤であるべきであり、ネットワークを自由に組み合わせて、様々な分野で I C T 基盤を利活用していただくという姿が大事であろうということでございます。

2 番、活発な競争を通じた世界最高水準の I C T 環境を実現すべきであるということでございます。競争政策でございますので、活発な競争が大事だと考えております。また 3 番でございますが、誰もが安心して利用できる I C T 環境が大事でございます。特に 2 0 2 0 年のオリンピックをにらみまして、訪日外国人、あるいは過疎地に住んでいる方も含む全ての方、誰もが安心して利用できる I C T 環境の実現というのも大事であろうといったものを提言していただいたところでございます。

1 0 ページ以降、政策の各論に入っていきます。1 0 ページは、政策をカテゴライズしたものでございまして、大きく 4 本の柱に分けていただきました。

まず 3 番が、いわゆるイノベーション創出系で大きく 2 本の柱、そして 4 番が公正競争の徹底ということで 3 本の柱、5 番が I C T を安心して利用できる環境ということで 3 本の柱、そして 6 番が行政運営の在り方でございます。各論については次ページ以降ご説明させていただきます。

1 2 ページ、現在の電気通信市場の競争状況でございます。

まず固定通信とモバイル通信を分けております。左側が固定通信、箱の大きさがいわゆるシェアを表しております。固定通信市場では N T T 東西が 7 0 % を超えるシェアを持っていることから、市場支配的事業者と位置付けられ、接続約款の認可や禁止行為規制といった規制が課されております。

この禁止行為規制はどういう内容かと申しますと、N T T 東西には市場支配力がございしますので、例えば N T T グループ内の事業者を不当に有利に扱うと市場がおかしくなるということから、それを禁止している制度でございます。

またその下に競争関係ということで、例えば C A T V、電力系事業者、それから K D D I がございます。C A T V は放送のイメージがございしますが、現在は収益の半分以上が通信事業による収入となっておりまして、この通信分野での役割が非常に重要だということでございます。

右がモバイルでございまして、ドコモ、K D D I、ソフトバンクでございます。箱の大きさがほぼ拮抗してきておりまして、シェアがそれぞれ 3 9 . 4 %、2 8 . 6 %、3 2 .

0%でございます。以前はドコモが60%以上のシェアを持っておりましたが、直近のデータではここまで競争が激しくなっているということでございます。

ドコモも、現行では市場支配的事業者でございまして、先ほど申し上げたとおり、NTTドコモはNTTグループ内の事業者を不当に有利に扱うことを禁止する禁止行為規制の対象でございます。

またこの一番右のMVNOですが、「格安スマホ」と呼ばれる端末を販売する会社が代表的なものでございます。事業者数はだいぶ増えてきておりまして、現在160社以上が参入してきておりますが、シェアはまだ5%しかないという競争状況でございます。こうした状況を踏まえていただいた上で各論に入らせていただきたいと思います。

まず13ページでございます。13ページと14ページがいわゆるイノベーション創出系でございます。2点でございます。

まず13ページ目が、いわゆる市場支配的事業者、現行のNTT東西とドコモに対する規制の見直しについてでございます。右下に禁止行為規制の概要がございます。先ほど申し上げた特定の事業者に対する不当な優先的取扱い、あるいは一番右に3号とありますけれども、製造業者、あるいはコンテンツメーカー、プロバイダ等への不当な規律・干渉も、現行では禁止行為規制の適用事業者は禁止されております。

政策の具体的方向性として①、②とございますが、固定通信市場、つまりNTT東西につきましても、まだまだシェアが70%超でございますので、現行の禁止行為規制を維持するという答申をいただいております。

他方、モバイルにつきましては、先ほどご覧いただきましたとおり、シェアが拮抗してきておりますし、今後モバイル市場に我が国のイノベーションを支えていただきたいと思いますという思いもございますので、一部規制緩和をするという答申をいただいております。

特に、不当な優先的取扱い等の禁止と、不当な規律・干渉の禁止についての規制緩和でございます。具体的に、不当な優先的取扱い等の禁止につきましては、例えばNTTドコモが自らのグループ企業に対して不当な優遇を行うことは引き続き禁止するけれども、自動車メーカーと排他的に取引したいという場合は、自由にやっていいのではないかとこの答申でございます。

また、不当な規律・干渉の禁止につきましても、グローバル企業の伸長等々ございまして、この規制は撤廃する方向で見直すことが適当という答申をいただきました。これにより、モバイル分野のいわゆるイコルフットイングがますます増してきて、競争がどんど

ん激しくなっていく状況でございます。

14ページ目でございます。固定通信の話で、NTT東西の光アクセス回線の卸売サービスでございます。イメージが湧きづらいものですから、次の15ページをご覧ください。

これは昨年5月に、NTT東西が発表をしたものでございます。現行ではいわゆるNTT東西は「B to C」、いわゆる一般顧客に光ファイバを売っております。この発表は「B to C」、一般顧客に対しての取引提供はもうやめるということ、徐々に引いていくということでございます。そしてそれに代わりまして、真ん中に書いてあるような事業者、NTT東西が光ファイバのサービスを卸売りするというところでございます。

それはつまり、真ん中に書いてあるような事業者が「B to C」、一般顧客に光ファイバサービスを提供していくモデルに今後展開するというところでございまして、我々が例えば光ファイバを使いたいと思ったら今はNTT東西と契約いたしますが、これからは例えばNTTドコモと契約する、あるいはISPやソフトバンク、またはその他異業種の事業者と契約するという時代になってまいります。

この光アクセス回線の卸売サービス、「サービス卸」につきましては、早ければ2月1日にも開始すると発表をしておりますが、これはNTT東西の在り方を大きく変えるビジネスモデルの転換でございまして、このテーマは競争政策上、あるいはイノベーション創出の観点から、非常に大きな問題提起をしたというものでございます。

以上を踏まえた上で14ページに戻っていただきまして、政策の具体的方向性でございます。

①で、このサービス卸は先ほど申し上げた異業種、例えば警備会社や医療メーカー、塾、教育機関といった様々なところとコラボレーションができる可能性もありますので、光回線の利用率の向上という観点から、一定程度経済成長にも寄与できるということで評価するという答申です。

②で他方、卸サービスは平成15年の電気通信事業法の改正によって大幅に緩和されました。その時のイメージが、このような大々的な卸を想定しているものではなく、例えばNTT東西がマンション等の小規模な卸をするようなイメージで規制緩和したわけでありまして、これほど大々的な卸をされることは現行法では想定していないという中で、公正競争の確保をどうしたらいいかということでございます。

②の2つ目のポツでは、サービス卸は、要は大きなモデル転換でございまして、総務省において料金等の適正性、公平性が十分確保されるとともに、イノベーションを阻害し

ないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含めて一定の透明性を確保する仕組みの導入の検討が必要だという答申をいただきました。

また3番目のポツで、固定とモバイルのセット割引がおそらく行われることとなりますので、その際に、過度のキャッシュバック等により料金の適正性が実質的に損なわれ、競争が歪められる可能性もありますので、こういった点も留意して総務省は適切な措置を検討することが適当との答申を昨年12月にいただきました。

これらを踏まえまして、次に16ページをご覧ください。これは答申のあとの動きになりますけれども、自由民主党の政務調査会の1つであります情報通信戦略調査会で、このNTTのサービス卸について複数回にわたり審議を重ねていただきました。その結果、自民党から総務省に対して申入れがございました。

申入れのポイントは2段落2行目、「特に」のところですね。NTTグループのみを優遇した連携や、サービス卸を活用した携帯電話事業者等による過剰なキャッシュバック競争等により、地方創生の担い手であるCATV事業者や電力系事業者が淘汰されるおそれがあることから、総務省においては下記の措置を講ずるべきであるという申入れをいただきました。

下記の措置とは、まず1番目としてサービス卸の料金等に関しまして、公平性・適正性・透明性を確保するために届出制を導入するとともに、届出の内容については審議会等を活用しながら検証を行い、その結果を公表するという制度的措置を新たに講ずるよう、という指示でございます。

2番目で、先ほど申し上げたとおり、このサービス卸は現行法上可能でございますので、2月1日にもスタートする可能性がございます。そうした中で、総務省においてはどうか場合に業務改善命令の対象となり得るかという指針を速やかに作るようにという指示がございました。この指針については、特に(1)(2)にございますように、NTT東西に対するものと、NTT東西から卸を受けてサービスを提供する卸先事業者に対するものに分けて、是正すべき事例を指針に盛り込むように、という内容でございます。

また3番でございますが、市場に与える影響を明らかにするために、NTT東西にサービス卸の利用状況の報告を求め、その内容を分析・公表して、4番目でございますが、必要に応じて3年後を目途に検証しろという申入れを1月14日に総務省に対していただきました。

これを受けまして次の17ページでございます。こちらは1月20日に総務省から発表

いたしました、総務省のサービス卸に関する考え方でございます。総務省としては、このサービス卸が、我が国が世界に誇る光回線の利用向上につながると評価する一方で、NTT東西が固定通信市場でまだまだシェアが高く市場支配力を持つことや、主要モバイル3社がその資金力等を用いてサービス卸を活用したセット割引等を行うことは、固定通信市場に対する影響が大きいという観点から、先ほどの申入れにあったとおり、まず制度的な措置を講ずる、あるいはガイドラインを作るという発表をさせていただいたものでございます。

具体的にどういう制度的な措置を講ずるかが、次の18ページでございます。

公平性・適正性・透明性を確保するための措置としましては、あまり厳しい規制を設けますとイノベーションを阻害する一方で、公正競争の確保という観点もちろん重要でありますので、具体的には以下の制度的措置を講ずるとしております。

括弧で書いてあるように、公正競争の影響が大きいと想定される主要事業者に対しては、卸は相対の個別契約で締結することになります。個別契約を締結する場合においては、契約の事後でございますが届出制という制度を導入いたします。

ただし、実はこちらは※に書いてございますように、制度上といいますか、法律上は選択制という形になりまして、約款を事前に届け出る場合においては個別契約の届出は不要とするということでございます。逆に言いますと、NTT東西からしますと、約款を事前に出せば個別契約を総務省に出す必要はなく、約款を出さないのであれば、個別契約を総務省に届け出るということになります。

(2)としまして、届出を受けましたら、総務省がその内容を整理いたしまして、審議会等々でご審議をいただくことになります。ご審議いただく観点は、例えばNTT東西からNTTグループに不当にお金が出てないか、ドコモだけに適用される大口割引がないかといった、公平性や適正性についてのチェックでございます。

2番でございますが、先ほどの答申にもありましたように、市場動向を分析し、必要に応じて、制度的な措置につきまして3年後を目途に検証することとします。

3番目として、業務改善命令や禁止行為規制の対象となるガイドラインにつきまして、1月21日にパブリックコメントを開始しております。

なお、業務改善命令を行う場合には、こちらの紛争処理委員会に諮問させていただくことになるかと思います。

以上がイノベーション創出関係の2つでございます。

19ページ以降が公正競争の徹底でございます。19ページがグループ化の進展に対応した競争政策でございまして、先ほど申し上げたように、現在、移動通信市場は3グループに収められております。しかし現行法は個社単位での規制でございますので、グループ単位での規律の在り方に制度の舵を切っているということでございます。

また、競争政策上グループ化をどう考えるかということ、つまり3社が2社になる、2社が1社になるということと競争政策、競争促進をどう考えるかということがございます。まさかないと思いますが、例えば現在の3グループが2グループに収められるようなことはやはり競争政策上よろしくないもので、①グループ化に対する規律の導入ということで、事業者のグループ化を行う際には総務省において審査を行うという規律を導入することが適当、という答申をいただいております。

また②グループ経営を踏まえた非対称規制の見直しで、非対称規制というのは先ほどの禁止行為とかその他でございますけれども、現在の個社単位でのシェアの算定をグループ単位で見るといった規定の整備もするというものでございます。

また③は、グループ内外でしっかり公平性が保たれているかを総務省でチェックすべきではないかという提言をいただいたものでございます。

続きまして20ページはモバイルでございまして、MVNOが中心となります。ここにはデータがございませんが、やはりモバイル料金が高いという声がいろいろなところから聞こえてきます。料金規制がない中で我々が取り得る政策は、やはり競争の促進でございまして、第4グループとして期待されるMVNO、シェアが5%ですが、これをますます伸ばしていきたいということでございます。

そのための環境整備としまして、例えば①ネットワークのアンバンドルがございまして、固定通信ではネットワークが細分化されて接続できるようになっておりまして、借りる側は、借りたい設備だけ借りられるようになっております。この整備をモバイルにも導入する、つまり移動通信ネットワークのアンバンドル、借りたい部分だけを借りられるようにすることで、借りる側は非常にビジネスがやりやすくなりますので、そのための規定の整備をするというものでございます。

②では先ほども少し出しましたが、多額の販売奨励金が結構問題となりまして、多額、過度な奨励金は長期ユーザーで儲けたお金を短期ユーザーに補填するということで、よろしくないもので適正化を図るということでございます。

それからSIMロック解除ということ、これは次の議題で詳しくご説明したいと思います。

が、SIMロックをされているから競争が1つ阻害されるので、SIMロックを解除して競争を促進するという観点でございます。

また③で、利用者料金とは規制で低廉化するのではなくて、やはり競争促進で低廉化を図るべきではないかという答申をいただいたところでございます。

続きまして21ページはどちらかというと固定通信の話でございます。NTT東西のシェアが70%を超えておりますので、当然各社はこちらにネットワークを接続しなければいけないということがございます。その接続料の在り方について、例えば①、分岐単位接続料等、借りる際の回線の接続料金の低廉化を図るべく、専門的な知見に基づいて検討を進めるという答申をいただいた等々でございます。

22ページは、本日三番目の議題で別の担当が詳細を説明いたしますが、消費者保護ルールの見直し・充実がでございます。苦情・相談件数が右肩上がりとなっている中で、事業者の自主努力も当然やっていただいておりますが、他方で、もしそれで追いつかないのであれば制度も変えていく必要があるという観点で、説明義務の在り方や契約関係からの離脱、いわゆるクーリングオフを導入する是非、販売勧誘活動の在り方、苦情・相談体制の在り方等も審議会でご議論いただきました。詳細は後でご説明させていただきます。

23ページでございます。これはどちらかといえば条件不利地域と申しますか、地方創生の観点の議論でございまして、右に図がございますけれども、ICT基盤の整備状況、携帯電話はエリア外人口、つまり携帯電話がつかない人口が約4万人でございます。また固定系ブロードバンドでは、未整備世帯が約7万世帯になりました。また、固定系の超高速ブロードバンドでは、未整備世帯が74万世帯です。ほぼ100%になってきておりますが、逆に言いますと残りのこの部分が数千億円程度かかるという試算もございまして、非常に難しい。

他方で先ほどのマイナンバー等々考えますと、ブロードバンド等が地方において必要になることもございますので、答申の方向性といたしましては、希望する全ての国民がICTを利用できる環境の整備ということで、競争原理では整備されない地域においては、引き続き補助金等を活用しながら整備を進めていくことが大事だろうということでございます。

②も同様で、補助金の活用により、未整備地域の解消を進めていくことが大事であろうということでございます。

また③で、ユニバーサルサービス制度の在り方も関連してきます。ユニバーサルサービ

ス制度とは、現行法では固定電話がユニバーサルサービス制度の対象となっているのですが、利用者から2、3円ずついただきながら、そのお金をプールしてユニバーサルサービスを提供している事業者、NTT東西に資金を補てんしているという制度でございます。

これによりまして、過疎地での固定電話サービスが維持されておりますが、この答申では、そのユニバーサルサービスにブロードバンドや携帯電話を入れたらどうかということでございまして、入れることによって地方のブロードバンドも維持されるし、携帯電話も維持されるのではないかとのご議論をいただいたところでございます。

こちらにつきましては、今2円、3円ずついただいておりますが、それがブロードバンドや携帯電話をユニバーサルサービスに入れると、もしかすると100円、200円になるかもしれない、という受益と負担の関係の整理もなかなか難しいものがございます。そのため、まずやるべきことは、この未整備地域をなくすこと、つまり整備状況を100%にして、100%にした暁には、それをユニバーサルサービス制度に移行すると、そういった手順が大事ではないかという答申をいただいたものでございます。

24ページ、こちらはソフト系の話で、2020年のオリンピックに向けて訪日外国人にとっても利用しやすい環境の整備が必要だということでございます。「SAQ²JAPAN」、こちらはさくさくつながるという文言にかけて Selectable、Accessible、そして Quality のそれぞれの頭文字をつなげたものでございますが、これを昨年の6月に発表いたしましたし、これに基づいて無料Wi-Fiの整備・促進、国際ローミング料金の低廉化、言葉の壁をなくすグローバルコミュニケーション計画、翻訳機械の研究開発を進める等の推進を図っていくべきではないかという答申でございます。

最後になります、25ページでございますが、これは我々の自戒の念も込められております。日頃の業務の中で、乱暴な議論が行われてしまうことがございまして、根拠のあるデータに基づいてきちんとした検証を行い、それに基づいてしっかりと規制を変えていくというPDCAが今後大事であろうということでございます。特にこの分野は変化が激しいということで、PDCAをしっかりと回すことが大事でございます。

その際、当然のことながら我々はしっかりと市場動向を分析していかなければいけません。分析するには情報をいただかなければいけないため、事業者の方々にはご負担になると思いますが、我々も情報をしっかりと吸い上げながら、必要な規制の見直しや運用をきちんとやっていくべきではないかという答申をいただいたものでございます。

ご説明は以上でございます。ありがとうございました。

【中山委員長】 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明に関しまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

【若林（和）特別委員】 4 ページ目の相談事例についてですが、今まではどちらかというとプロダクトアウトの考え方でずっとやって来た結果、シェア競争になっていると思うのですが、相談事例をどういうふうフォローされたり、活用されたりしているのでしょうか。

【柴山調査官】 その件につきましては本日の議題 3 がまさにそのテーマでございますので、そちらで聞いていただいたほうが正確かと思います。よろしいでしょうか。

【若林（和）特別委員】 わかりました。

【中山委員長】 他にはいかがですか。若林特別委員どうぞ。

【若林（亜）特別委員】 19 ページですけれども、例えば米国でモバイルの競争促進を考える時に、電波の周波数が払底している中でどうやって競争確保していくかという話をよく聞くのですけれども、この割当て状況を拝見して、今どのぐらい我が国は電波の周波数に余裕があるのかを教えてくださいませんか。

【柴山調査官】 ほぼないと思います。したがって、例えばキャリアアグリゲーションのような、異なる周波数の電波を 1 つの通信回線としてみなして運用することで高速化・安定化をさせるような技術開発を進めたり、あるいは電波を別の周波数帯に移動させるというようなものでも、空きを作って割り当てていくという政策が必要だと思います。

【若林（亜）特別委員】 わかりました。ありがとうございます。

【中山委員長】 他にはいかがですか。小塚特別委員どうぞ。

【小塚特別委員】 サービス卸の規制で、ガイドラインは市場支配的事業者の規制の枠組みで導入されるのでしょうか。それともそれとは別枠の規制なのでしょうか。

【柴山調査官】 サービス卸は現行法上可能でございます。現行法のどの条文が適用されるかにつきましては、市場支配的事業者規制もございますが、業務改善命令というのがございます。業務改善命令は、市場支配的事業者以外の一般の事業者にも課されるものでございます。

したがって、今日はガイドラインをお持ちしておりませんが、ガイドラインには、市場支配的事業者である N T T 東西、ドコモのみならず、それ以外の事業者をカバーしたガイドラインとなっております。

【小塚特別委員】 ということは、そのガイドラインの根拠は市場支配的事業者規制では

なくて、一般の業務改善命令の指針という位置付けなのですか。

【柴山調査官】 おっしゃるとおりでございます。18ページの3番に、現行法の業務改善命令や禁止行為規制等の解釈指針とございます。禁止行為規制というのが今おっしゃった市場支配的事業者のことで、業務改善命令というのがその他一般の事業者ということです。

【小塚特別委員】 わかりました。

【中山委員長】 加藤特別委員どうぞ。

【加藤特別委員】 15ページに直接販売から形態が変わるとありますが、今まではNTT東西がダイレクトに一般消費者につながっていて、例えば工事等を一般消費者からお願いすると、NTT東西の下請業者が来て工事をしてもらうという形になっていると思うのですけれども、下の新しい形態に変わると、今まで工事をやっていた下請業者の状況は大きく変わるのでしょうか。今後はNTT東西から一般消費者に直接つながっていない状況になるので、業界に大再編が起きるといったような話になるのでしょうか。

【柴山調査官】 正直なところ、このサービス卸が市場にどのような影響を与えるかについては、現段階では読めないところがございます。ですから、先ほどご説明しましたとおり、市場をしっかりと分析する必要があるということでございます。

業界再編になる可能性ももちろん否定できないですし、自民党からは、工事という観点ではございませんが、このサービス卸が地方創生の担い手である例えばCATV等に対する影響が大き過ぎるだろうということで、この申入れをいただいたと我々理解しております。工事の下請業者はもちろん、現在1万6000超の電気通信事業者への影響がどこまであるかというのは、サービス開始予定の2月1日以降、見極めないといけないと思っています。

【中山委員長】 他にはいかがでしょうか。

【白井特別委員】 24ページの「SAQ² JAPAN Project」で、これ自体は非常によろしいと思うのですけれども、使いやすくなるということは、他方ではセキュリティ上の問題等が難しくなってくるところがありますが、そこら辺はどのように考えようとしているのでしょうか。使いやすい方向ばかり考えているような印象を受けるのですが。

【柴山調査官】 資料の不足で失礼しますが、おっしゃるとおりでございます。Wi-Fiのデメリットであるセキュリティの問題については、当然認識してございます。便利さ

というメリットとセキュリティ面等のデメリット、それをどうバランスをとりながら進めていくかということだと認識しております。

【中山委員長】 よろしいですか。私の方からも質問させていただきます。

18ページで、事後届出制と、約款の事前届出制、この2つを選択制にするということでしたが、(2)で届出を受けた後に実態調査を行うのは事後届出制の場合だけなのでしょう。約款の事前届出制であっても、実際にどのような内容で行われているかというところは調べなければいけないと思うのですが。

【柴山調査官】 おっしゃるとおりでございます。現在、制度の詳細を検討しております。詳しくは申し上げられませんが、どこまで約款にするかということになると思います。約款の範囲が大事で、約款に含まれた部分の個別届出は不要ですので、約款とそれ以外の線引きを考えた上で、どこまで含めるかは現在整理中でございます。

【中山委員長】 約款がそのとおりに実行されているかどうかの調査はなさらないのですか。

【柴山調査官】 電気通信分野については、数多の約款規制がございます。約款どおりになされているかのチェックの在り方については、このテーマに限らず、別の論点、スキームとしてあると思います。

【中山委員長】 わかりました。他にはよろしいですか。それでは特段ご質問がなければ、質疑を終えたいと思います。柴山調査官には本当にありがとうございました。ご退席ください。

(総合通信基盤局退室)

<議題(2)「SIMロック解除ガイドライン改正の概要」について【公開】>

【中山委員長】 続きまして、議題2「SIMロック解除ガイドライン改正の概要」について、総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課片桐企画官からご説明をいただきます。片桐企画官、お忙しいところありがとうございます。よろしくお願いいたします。

【片桐企画官】 まずお手元の資料、SIMロック解除ガイドラインの改正の概要の1ページをご覧ください。

はじめに、SIMロックとは何かについて、簡単にご説明させていただきます。SIM

カードと呼ばれるカードは、携帯電話事業者が発行します通信サービスを受けるための I C カードで、下の絵にある小さなカードでございます。これを端末に挿して利用します。

この S I M カードには契約者情報があらかじめ記載されておりまして、それがネットワークに接続する際の認証に用いられます。日本では多くの場合、携帯電話事業者が契約締結の時に端末と一緒に売ることから、端末にあらかじめこれを挿した形で販売するのが一般的でございます。

S I M ロックとは、特定の S I M カードが挿し込まれた場合のみ動作するように端末を設定するものでございます。

したがってそれ以外の S I M カードが挿されても、その端末では通信ができませんので、その端末で通信ができるようにするためには、S I M ロックを解除することが必要になります。

この S I M ロックでございますが、何が問題かと言いますと、利用者が携帯電話事業者を乗り換えようと思った時に S I M ロックが解除されていまして、端末が新しい電話事業者では基本的には使用できなくなりますので、新たに端末の購入が必要になります。

したがって、この S I M ロック自体が、契約の乗換えの際のスイッチングコストを増加させまして、新規顧客を獲得する際の多額のキャッシュバックの一因ともなります。スイッチングに障壁があるということは、我々が本来目指すべき料金やサービス内容での差別化による競争を阻害することになるということです。

また利用者が事業者を変えない時も、例えば海外渡航時、海外でローミングよりずっと安い料金で通信ができる、現地の電話会社の S I M カードを挿するという方法がございますけれども、S I M ロックのかかった端末では、海外で現地事業者の S I M カードを挿して通信を行うことができませんので、こういった面からも不便がございます。

2 ページ目をご覧ください。今回のガイドライン改正の経緯でございます。この S I M ロック解除は、実はそれほど新しい話ではなくて、もう 10 年ぐらい前から問題意識はございまして、総務省の研究会や懇談会等の報告書にも見直しについて考えるべきだと書かれておりました。

その結果、平成 22 年に「S I M ロック解除に関するガイドライン」を策定し、事業者に対して S I M ロック解除についての総務省の方針を示すことにいたしました。ただその当時は、S I M ロック解除がされたとしても、その端末に他事業者の S I M カードを挿し込んだ場合、通信方式が違うとか、周波数帯が違うとか、そもそもプラットフォームが違

うといった相違が大きく、実際にはあまりうまく動作しないのではないかといった懸念が大きかったということがありました。

そういったこともございまして、当時は事業者の主体的な取組によるS I Mロックの解除を要請することに留まりました。その結果、現時点での取組状況を改めて見てみますと非常に限定的になっております。

N T Tドコモは多くの端末でS I Mロックを解除可能としていますが、例えばK D D Iは元々通信方式が異なっているということもありまして、全機種でS I Mロック解除不可になっております。あとソフトバンクモバイルも4機種以外は基本的にS I Mロック解除不可になっております。

しかし、当時と比べまして、近年L T Eやスマートフォンの普及が大きく進みました。したがって、当時問題でありました通信方式や端末の仕様等の違いが徐々に解消され、共通化が進展してきたという状況になりました。

また諸外国に目を向けますと、例えばフランス、アメリカ、韓国では、S I Mロック解除は基本的には義務付けされている状況でございます。

このような状況を踏まえまして、昨年、先ほど柴山もご説明差し上げました情報通信審議会の2020-ICT基盤政策特別部会におきまして、このS I Mロック解除についても検討がなされました。その結果、携帯電話事業者が利用者の端末にかけているこのS I Mロックについては解除を進めることが適当だという答申をいただいたところでございます。

この答申を受けまして、総務省においてガイドラインの改正案を作成し、パブリックコメントの手続を経まして、昨年12月22日に改正したというのが経緯でございます。

3ページ目をご覧ください。具体的な改正ガイドラインの概要でございます。まずこの改正ガイドラインの概要と解除の方法等につきましては、元々のガイドラインが事業者の主体的な取り組みを期待するという位置付けのものだったのに対しまして、この改正ガイドラインは、正当な理由なくS I Mロックの解除に応じない場合は、電気通信事業法に基づく業務改善命令もあり得る、ということで、業務改善命令と紐付けたのが一番の大きな相違点になります。

具体的な対象端末については、特殊な端末を除き基本的にはすべての端末でございます。

S I Mロック解除の手続は、基本的にはS I Mロックは必ずしも必要なものではなく、かつ事業者都合でやっているということなので、その解除に当たってはなるべく利用者の

迷惑にならない形にしたほうが良いということで、可能な場合にはインターネットや電話による、迅速かつ容易な方法で、しかも無料で行うことが原則だと書かせていただいております。

ただ、このガイドラインは、業務改善命令に紐付いているものでございます。そうしますと、確かにS I Mロック自体が必ずしも必要ではないものだとしても、業務改善命令をするには至らない場合もあるということで、例えば端末の割賦代金の不払いや短期での転売等を防止するため、必要最低限の期間S I Mロック解除に応じない等の措置を講じることは可能であることを付記させていただいております。

またこのガイドラインは、多くを事業者に委ねています。したがって、事業者において事前に運用方針をしっかりと定めてそれを公表してくださいということも書いてございます。我々としてはこの運用方針を見て、もし必要があればそれを直していただくよう事業者をお願いすることになろうかと思えます。

ガイドラインにあわせて、留意すべき事項も書かせていただきました。S I Mロック解除は、日本では新しい形になりますので、いろいろ利用者との間でトラブルが発生するかもしれません。したがって留意すべき点を幾つか書かせていただいているものでございます。

1つ目は利用者に説明すべき事項及びその方法ということで、例えばこの端末はどういった周波数帯や通信方式に対応しているかという情報をあらかじめオープンにすべきとか、S I Mロック解除端末が仮に壊れた場合どこに持っていけばいいのかといった利用者の問合せの窓口等を事前に明確化すべきといったことがこれに当たります。

次に技術基準についても、事業者はこれまでは自社の使っている周波数についてのみ技術基準に適合しているかを確認すればよかったのですが、今後S I Mロック解除が一般化されると、そういった対応だけでは大きな混乱や不便が生じる可能性がありますので、仕様上対応している周波数・通信方式についてもしっかりとやってくださいと書かせていただいております。

最後、このガイドラインの適用につきましては、一定の準備期間が必要だということを考えまして、平成27年5月1日以降に新たに発売される端末に適用することとしております。

もちろんこのガイドラインは、状況が変わった場合には適宜見直していきたいと思っております。

4 ページ目をご覧ください。前後に総務省では、この S I M ロック解除のガイドライン案を発表するのに合わせまして、モバイル全体の取り組み方針についても高市大臣から発表していただきました。

具体的には、「もっと自由に、もっと身近で、もっと速く、もっと便利に」というキーワードで、S I M ロック解除を含めたモバイルに対する政策をパッケージで発表したものでございます。

こういった取組を進めることにより、MVNO の契約数が 2 0 1 3 年末時点で 6 7 0 万契約ですが、これを 2 0 1 6 年中には倍増させたい。また産業の規模としても、現在の 3 4 . 3 兆円を 2 0 1 6 年中には 4 5 兆円まで持っていきたいと、こういった成果をイメージしているものでございます。

私からの説明は以上でございます。

【中山委員長】 ありがとうございます。ただいまのご説明についてご質問等ございましたらお願いいたします。

【白井特別委員】 3 ページに、S I M ロック解除の手続は簡略化して無料で行うことが原則であるとありますけれども、共通の通信方式や端末仕様でやられていけばいいけれども、場合によっては各社によって違う通信方式等を使っていると思います。そうすると、S I M ロック解除を行うことによって、本来だったら安くならなくてはいけないところが、逆に端末の価格が上がるのではないかと少し恐れているのですが、それについては特に規制は考えてないのですか。

【片桐企画官】 S I M ロック解除について、総務省としては、端末について全キャリアに対応する端末にすることを求めているものではございません。あくまでも市場に出す端末については、S I M ロックを外せるようにしてくださいとお願いをするものでございます。

したがって、場合によっては、S I M ロック解除はしたけれども、うまく他社では使えないといった端末もあろうかと思います。ただ、S I M ロック解除がデフォルト化されることによりまして、少なくとも今後、例えばアップルの i P h o n e 等は基本すべてのキャリアで使えるようになっていくように、競争の中で、自ずと適正化されるのではないかと考えております。

その結果、もしかしたら、端末の機能ないしは周波数を非常に特化させることによって、価格を安くした端末に一定の支持があるかもしれませんし、一方、あるキャリアと契約し

たはいいけれども、もしかしたら将来別のキャリアに移るかもしれないというユーザーが多く、すべてのキャリアに対応した端末が市場で受けるかもしれません。そこは、基本は市場にお任せして、一番良いものが市場に広がっていくことを期待しているところでございます。

【中山委員長】 よろしゅうございますか。どうぞ。

【加藤特別委員】 利用者のイメージですと、S I Mカード1枚持っていれば、A社の端末、B社の端末、C社の端末、全部自由を買って使える状況になることは、好きな端末が選べるメリットはもちろんあるのですが、実際どれだけ、そういう3社の端末、全部1台ずつ好きなのがあって、全部準備するという、買って使うという利用者がいるのか、イメージが湧かない部分と、あとはそれ以外の料金のメリットはあるのですか。

例えばS I Mロック解除によって、料金の安いところにどんどん乗り換えていくことになるのか。利用者にとってのメリットはどこにあるのか伺いたいのですが。

【片桐企画官】 イメージとしましては、恐らく今の、キャリアと契約する時にあわせて端末も買う形が少なくともしばらくの間はメジャーなまま、残っていただろうと思っています。

したがって、3社の端末がそれぞれあって、S I Mカードが1枚あるというよりはむしろ逆で、ある事業者からある端末とS I Mカードを買ったものの、その事業者が気に入らなくなったら別の事業者のS I Mカードを買ってそれに挿して使うという形。すなわち、端末が1台でS I Mカード複数というケースがほとんどだと思います。

料金のメリットとしましては、S I Mロック解除によって直接的に料金が下がるというよりはむしろ、今まではS I Mロックで競争が一定程度制限されていたと思っています。その制約が多少なりともなくなることで、より競争が進み、その結果、より低廉な料金、あるいは多様なサービスが提供されるようになると思います。

直接的な料金低廉化のケースとしては、海外に行った時があらうかと思っています。これまで、基本的に日本の端末は海外では使えませんでしたので、S I Mロック解除により、海外に行った時に、海外の現地事業者のS I Mカードを挿して利用することができることで、国際ローミングよりはずっと安い価格でサービスを受けることができるということはあるかと思っています。

【中山委員長】 今のところで、もう少し具体的なイメージということで、S I Mロック解除を義務付けられている国では、実際にどんな使われ方をしているのかを少し教えてい

ただけますか。

【片桐企画官】 私どもとしても調べがそれほど進んでいるわけではないのですが、多くはやはり人気端末があって、それを使いたいのだけれども、キャリアは別のところに移りたいといった時に、これまではS I Mロック解除ができないとすぐには移れないのであきらめていたところが、すぐに移れるようになるわけです。

端末とは切り離してキャリアが気に食わなければ、すぐに自分のニーズに合ったキャリアに移れる、と。そういった使い方がなされていると承知しております。ただ、統計的に調べるというところまではいっておりません。

【中山委員長】 わかりました。若林特別委員どうぞ。

【若林（和）特別委員】 今のS I Mロック解除ですけれども、現在は携帯電話事業者と販売を行っている販社との間では、販売奨励金が交わされていて、それが販社にとっては利益の元になっていたりします。

だから、基本は市場に任せればいいわけですが、その辺の整理をしないと、エンドユーザーにとってはわかりにくい状況がずっと続くのかなという感じがいたします。大元の携帯事業者をしめるのはいいけれど、こっちの出口である販社のほうではどうしても販売奨励金で主に利益を得たりしていますので、その辺の整理、規制をする必要があるかと思いますが。

【片桐企画官】 実はこのS I Mロック解除について議論された時に、あわせて販売奨励金の在り方も非常に議論になりました。先ほど柴山から説明があったかもしれませんが、やはり昨年3月頃に、キャッシュバック競争が非常に過熱して、報道でもさまざま取り上げられ、それが果たして健全であるのかが非常に議論になりました。

最終的に審議会の答申では、キャッシュバック額自体を、例えばいくらまでという規制はしません。韓国ではそういうことをやっているのですけれども、日本はしません、と。そもそもキャッシュバックは、競争のフェーズが非常に限られているために起こった、競争の結果の1現象であります。つまり現時点においては、先ほど申しましたようにS I Mロックが解除できないということもありまして、キャリアを移る時のハードルが非常に高くなっています。そうすると最初にお客さんをしっかり確保しておけば、あとはかなり長い期間、そのお客さんは自分のサービスを使ってくれることになりますから、最初にお客さんを獲得する時に全精力を傾けるということになります。そうするとそこが競争の主戦場と判断され、事業者はそこにすべての余力をつぎ込むことになります。その1つの結果

がキャッシュバック競争のような形で現れたのではないかと考えています。

総務省としては、そういう形ではなくて、もっと本来の料金ないしはサービスの競争が、利用者の目に見える形になったほうが良いと考えました。そのためには何が必要か考えると、キャリア乗換えの高いハードルを、なるべく下げるべきではないかと考えていたところでございます。その1つの方策がSIMロック解除でございます。したがって、SIMロック解除単体というよりは、先ほど先生おっしゃられました販売奨励金等々の問題と、全体をパッケージした中での1つの施策だと考えております。

【中山委員長】 若林特別委員どうぞ。

【若林（亜）特別委員】 3ページで、基本はSIMロック解除、例外として端末の割賦代金の不払いであるとか短期の転売を防止するために、最低限必要な期間SIMロック解除に応じない等の措置も認めうるとあります。この最低限必要な期間として、どの程度の期間を念頭に置いて議論がされていたのかというのが、もしあれば教えていただきたいのですけれども。

【片桐企画官】 この最低限必要な期間をどうすべきかについての議論は、審議会等々では基本的にはありませんでした。と言いますのは、審議会では基本的に外すべきという答申があり、それを踏まえて、総務省としてガイドラインを改正したからです。

ただガイドラインを出した時に、最低限の期間については幾つかコメントが寄せられました。我々の考え方としては、基本的にこれは、電気通信事業法に基づく業務改善命令の対象の明確化です。

そうすると法律では、事業者の事業運営が適切かつ合理的ではなくて、その結果として電気通信の健全な発達や利用者利益の確保に対して支障が生ずるおそれがあるとき、このときには我々としては必要な限度において業務改善命令を出すということになっています。

そうするとそのバランスだと思うのですね。確かにSIMロック解除は行うべきですが、さすがに端末の割賦代金の不払いを助長することを目的としているわけではないので、そのためにSIMロックが一定期間必要だということであれば、それは利用者利益の確保においてとか、電気通信の健全な発達の観点から見て、これくらいであれば、そこまで目くじら立てる必要もないのではないかと考える期間であれば良いと考えております。

ただ、具体的な期間については、一義的には事業者の皆様と考えていただきたいと思います。

この点、外国でもSIMロック解除を義務付けている国がございますが、そこはどうか

と言うと、例えばフランスでは、最初、6か月間と規制庁が期間を明示し、それが今は3か月に短縮されていると、そういった状況でございます。

そういった諸外国の状況も踏まえながら、事業者の皆様におかれましては、合理的な期間として説明ができる期間を出していただきたいと思っております。我々としてはそれを検証しまして、そこまで目くじらを立てる必要がないということであれば、その期間はいいのではないかと考える次第です。

【中山委員長】 他にはいかがでしょうか。

【加藤特別委員】 もう1つ、このSIMロック解除が一体どこまで進むかというのは、実はちょっと興味がありまして、単なるSIMカードの挿し替えというよりは、例えばあるキャリアが地域ごとに、東京ではこの料金、大阪では別な料金という設定をして、利用者は状況に応じてSIMカードの挿し替えを行うのか、あるいはアプリごとにSIMカードの挿し替えを行ったりすることもあり得るのか。SIMロック解除によって、そういったことが起こるのでしょうか。それとも単なる一般的な、いわゆるSIMロック解除がされた端末に違う会社のSIMカードを挿し込むだけなのか。どのような将来像があるのでしょうか。

【片桐企画官】 一義的には、SIMロック解除は、端末がどこの事業者でも使えるようになるというものでございます。そういった状況を踏まえながら、キャリアだけではなくMVNOも含め、各社におかれまして、さまざまな創意工夫の余地が生まれるわけなので、その中から、今加藤特別委員がおっしゃいましたようなことも生まれうると思います。そこはもう、我々がこういったことをしてくださいと言うよりは、事業者が、利用者のニーズの中から新しいサービスがどんどん生み出していくことを、我々としては期待する、というところでございます。

【加藤特別委員】 活性化にとってはいいことですね。

【片桐企画官】 はい。

【加藤特別委員】 わかりました。ありがとうございます。

【中山委員長】 よろしゅうございますか。他にはいかがですか。

それではほかに質問等がなければ質疑を終えたいと思います。片桐企画官にはありがとうございました。ご退席いただいて結構です。

(総合通信基盤局退室)

＜議題（３）「ＩＣＴサービス安心・安全研究会報告書」について【公開】＞

【中山委員長】 それでは最後に、議題３の「ＩＣＴサービス安心・安全研究会報告書」について、総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課の飯倉電気通信利用者情報政策室長から説明をいただきます。飯倉室長にはお忙しいところありがとうございます。よろしくお願いいたします。

【飯倉室長】 よろしくお願いたします。飯倉です。

消費者保護ルールの更なる拡充について、ＩＣＴ安心・安全研究会で１年間程かけて検討してきましたので、その中身を説明させていただきます。

資料の１ページ目からご覧いただいて、まず現状ですが、今のルールがどうなっているかと申しますと、上から３つ目の青いところ、個別の利用者への対応に関するルールとありますけれど、余り細かなルールは法律で規定されてはおりません。現在法令化されているのは、例えば休廃止の事前周知、提供条件の説明、苦情処理でございます。あと違反があった場合の担保措置として、業務の改善命令はできることになっておりますが、これで十分なのか。つまり、これ以外のところは現在、業界の自主的なルールということで運用をされておりますので、果たしてそれでいいのかという観点で検討してまいりました。

次のページ、検討の場ですが、ＩＣＴサービス安心・安全研究会で、先ほどＳＩＭロックの話もありましたけれども、それも含めて、この場で検討しています。座長は下の構成員のところにあります、明治大学の新美先生になります。

次のページに情報通信審議会の答申のことが書いてありますけれども、研究会だけではなくて、研究会の中身を情報通信審議会の答申の中身にもインプットしつつ、両方で並行して審議、検討していたという位置付けになります。

次のページに検討の経緯がございます。一体どちらで検討していたのかと申しますと、実質的には下にあります、安心・安全研究会で議論されてきました。２月に検討を開始して、７月に中間取りまとめを行い、その後パブコメをして、最後１２月に報告書を取りまとめたということでございます。

この検討を行ってきたそもそもの経緯ですが、次の５ページ、一言で言うと苦情が多いということです。ＰＩＯ－ＮＥＴという、全国の消費生活センター等に来る相談の収集を行っているシステムがございまして、このＰＩＯ－ＮＥＴの苦情・相談件数が１年間で９２万件ほどございます。その中で電気通信サービスは５％を占めていて、４万６０００件

ほどですけれど、やはり多い、と。

多いことに加えて、特にスマホの普及等が進んでいることもありまして、右側の棒グラフのとおり、平成23、24、25年と件数が増えています。中に、特に悪質なのもあって、例えば次のページに、光ファイバについての苦情・相談の状況がございますが、左の円グラフをご覧くださいと、電話勧誘販売が特に多くて、次に訪問販売が多くなっております。

下のオレンジ色のところに内容別のことが書いてありますが、解約に関することが多いです。なかなか解約に応じてくれないという話です。他には、電話勧誘に関する苦情・相談も多いです。以下、順に説明不足、家庭訪問、解約料等がございます。解約料、契約解除料ですね、二年縛りということで、ご存じかもしれませんが、携帯でもありますし光ファイバでも、二年間の契約解除料9500円が発生しております。あとは虚偽の説明等も多くて、特に高齢者を中心に苦情・相談がございます。実際P I O-N E Tの中身は、全部が全部苦情ではなくて相談のものもあるのですけれど、悪質なものはやはり多いという状況です。そういったことを踏まえて検討していただきました。

次に7ページですが、報告書でははじめに、電気通信サービスの基本的特性をまとめていただきました。真ん中の役務提供をご覧ください。2つ目の丸に、料金体系等の契約条件が複雑化していることがあげられております。期間拘束、自動更新付契約、オプション契約、この辺りが非常に複雑だということ。あと、複数の電気通信事業者との契約が必要となる場合があること。特に光の場合はそうですけれど、N T T東西と光の契約をして、あとプロバイダ契約が発生したりすることもあります。携帯の場合でも、携帯の回線の契約と、オプションの場合は契約の相手先が違っていたりして、大変複雑になっております。

役務提供の4つ目の丸ですけれども、ベストエフォート型ということもあって、実際に使ってみないとサービスの品質がわからないということも本質として挙がっています。

この2つ、要は複雑だ、使ってみないとわからない、といった電気通信サービスの基本的特性についてまず整理していただいております。

次のページ、ここから個別の内容になります。まず説明義務等の在り方、相手をちゃんと見て売りましょうということを議論していただきまして、結果的には報告書では、利用者の知識、経験、契約目的等に配慮した説明を行わなければならないことを制度化することが適当だという結論をいただいております。

次の9ページ、書面交付です。今でも提供条件の説明については、電気通信事業法第2

6条で、原則書面を用いて説明することになっているのですが、最後、利用者が実際に選択した個別の契約内容に関する書面の交付は必須ではありません。そのため、お客さんは書面を持ち帰り、あとで自分がどんな契約になったかを確認ができない。そのことから来る苦情も多いので、そこは最後、書面に記載したものを渡すことを制度化することが適当だという結論をいただいております。

次のページ、広告表示です。速い、安い、非常にいろいろな広告がありますが、ここに関しては、事業者団体の自主的取り組みや電気通信事業法及び景品表示法が今回変わって、表示管理体制強化とか、総務省に対する調査権限の委任が行われましたので、とりあえず今後の推移を見守りましょうということになっております。制度化ということではございません。

次の11ページから契約関係の話になります。まず禁止行為と取消ルールですが、報告書では、利用者の契約の締結の判断に通じる影響を及ぼす重要事項について明確にして、それらの事項についての不実告知、不利益事実の不告知を禁止することを制度化しようとしていただいております。

あと誤認をした場合の取消しについても検討することが適当だとしていただいております。

動機に関する事項についても、不実告知を禁止する。例えば、ケーブルテレビじゃないとテレビが見づらいたとか、こちらのマンションは全部うちの事業者と契約してますだとか、そういう動機に関する事項についても、不実告知を禁止することが適当とされております。

次のページ、よく新聞やマスコミに出るところですが、いわゆるクーリングオフです。ただ、クーリングオフという言葉は、代理店業界からの反対もあって名前を変えて、初期契約解除ルールという名前にしております。これ、両論あって、消費者委員会で説明すると、クーリングオフをやっている業界のほうがすごくいいイメージだと言う人もいるのですが、いざ適用される側からすると、いやブラック企業というふうに扱われると雇用ができなくなるという指摘もあって、初期契約解除ルールという名前にいたしました。

特定商取引法においては訪販と電話勧誘販売に、クーリングオフが導入されておりますが、電気通信サービスは適用除外になっております。

ただ、先ほど申し上げたような電気通信サービスの特性を踏まえて、いろいろとご検討いただいた結果、報告書では、販売形態によらず初期契約解除ルールを導入することが適

当だという結論に至っております。

次の13ページに個別論点が書いてありますが、初期契約解除ルールを導入するとは言っても、電気通信事業では多くのサービスがありますので、どこまで対象にしていくかというのは引き続き検討することになっています。もちろん、契約内容が複雑だったり、実際に利用しないと品質がわからないサービスを対象とするのが基本です。ただ、いろいろ議論があって、例えば後ほど出てまいります、全国携帯電話販売代理店協会が設立され、苦情・相談を削減するための取組を行うことになっております。そうした取組の状況を踏まえた上で、法律で初期契約解除ルールを制度化し、実際に対象となるサービスは、下位の法令で定めていく形を取りたいと思っております。

あと工事が必要なサービスにつきましては、工事をしたら、工事代も含めて請求すればいいという考えもあるのですけれど、今のところ異なる取扱いを検討することが適当だという整理にさせていただいております。

③は対価請求です。クーリングオフが適用されているほかの業界でも、クーリングオフ行使可能期間中のサービス利用の対価請求ができるかできないかについては両方ありますが、電気通信サービスの場合は特に国際電話もありますし、一定期間の間に思いきりかけたりするようなこともできるので、それらを考慮して、初期契約解除ルール行使可能期間中のサービス利用の対価請求はできると整理をさせていただいています。

4番目が端末の取扱いで、一番もめたところです。7月の中間取りまとめでは、端末も初期契約解除ルールの対象と整理をしたのですが、非常に反発がありました。特に代理店、携帯電話ショップからの反発が強かったのですが、彼らの一番の主張は、端末は彼らがキャリアから買い取って、それを利用者に販売してるのですけれど、サービスの解約だけでなく端末を解約されてしまうと、中古品が一手に彼らに戻ってくると。

アメリカなどでは、余り消費者は気にしないのですけれど、日本の消費者は、例えば携帯のスマホの端末のフィルタに泡が1個あっただけでも、なかなか受け取ってくれないような人も多いので、それを代理店で全部抱えるのは、経営的にリスクが大き過ぎるという説明がありました。

また、さきほど片桐から説明がありましたが、SIMロックで問題なのは、契約は解除したけれど端末が消費者の手元に残ったら、この端末はどうするのだという話ですが、SIMロック解除がされれば、手元に残った端末をほかのキャリアと契約できるわけですから、そういうことができる見通しが立ったことと、あと主要なキャリアで端末のお試しサ

ービス等もやるという意思表示もあったので、だったらまずはその推移を見守りましょうと。

そのため、端末については現時点では制度化はしません。当面、SIMロック解除の推移、事業者の取組状況を見守るという整理をさせていただいております。

次のページ、初期契約解除ルールの続きですが、⑤は非常に悩ましくて、オプションサービスをどこまで契約解除の範囲として入れるかという話はこれから検討していくことにしています。

⑥の解除ルールの制限につきましては、不正利用を防止する観点から制限が必要であるという意見もあったのですが、ひとまず、初期契約解除ルールの適切な制度設計により対応することとし、権利の濫用の防止に係る措置は状況を踏まえながら必要に応じ検討をすると整理しています。

あとは⑦は試用サービスの扱い、さっきの話にありましたが、事業者において、お試しサービスを今検討中であるとのことでした。

次、15ページに解約ルール①とございますが、いわゆる2年縛り、期間拘束付契約で、かつ自動更新があるという契約についてでございます。この2年縛りについてはいろいろ議論がありましたが、現在は24か月経って、その次の1か月しか契約解除料なしに解約できる期間がありません。契約解除料がかからないのは、その30日間だけ。30日経つとそこからまた2年縛りが始まって、解除しようとするすると契約解除料9500円が発生するという契約形態が多いです。

これについては報告書の欄の2つ目の四角ですけれども、電気通信事業者協会から、契約解除料を支払うことなく解約可能な期間、先ほど申し上げた30日の期間の延長と、更新月が近づいた時点でデフォルトでのプッシュ型の通知を行うことを検討中だという表明がありました。そのため、事業者の自主的な努力の効果や初期契約解除ルールの導入の効果を見ながら引き続き検討することとなりました。

事業者側では2つの取り組み、期間を長くすることと、デフォルトでのプッシュ通知ですね。2年経った時にどこでメールを送るかというのもありますけれど、もうすぐ解除料がかからずに契約解除ができる30日が始まりますよ、というお知らせを、デフォルトですることを今検討中であります。

次のページもなかなか難しく、オプションサービスです。スマホで機種変更などをすると、はじめの7日間や30日間は無料ですと言って、オプション契約をすることがあ

ります。これは、オプションをつけないと契約しないというのはまずいのですが、任意でやる分には別に法的に問題ではありません。ただ、30日までの間にちゃんと解約してくださいねと言われるのですが、実際は30日経った時には解約を忘れているケースが多く、それが結構苦情になるので何とかしようという話です。

報告書としては、無料期間終了後に一度契約を終了する等の利用意思を確実に確認する取組を推進することが適当であるとしております。これ、言うは易し、でして、実際にはどう対応するかということで、やはり無料期間終了前にメール等で、もうすぐ無料期間が終わりますよ、ということを知照することを事業者で検討中です。

次、17ページは再勧誘禁止についてですが、これも制度化することが適当ということです。現在も自主的にはやられているのですが、実効性が上がっていないのでルール化しようということでございます。

次、18ページ、代理店監督ですが、報告書のところの上の四角に、数次の代理店を把握した上で適切な販売勧誘が行われるように監督体制を整備することが適当だと書かれております。数次と申しますのは、代理店には下請、下下請多いので、そういった数次にわたる代理店を把握した上で監督するように、ということでございます。こちらについては、電気通信事業者に委ねるだけでなく、総務省としても必要な取組を行っていくようにとのことでございました。

以上の内容を今制度化しております。さっき柴山から説明があったと思いますが、制度化的のために、電気通信事業法の一部改正を今年度の通常国会に提出いたしまして、その中の一部が消費者保護ルールになります。初期契約解除ルールは当然入りますが、そのほかのところをどこまで入れるかは、現在調整中です。

19ページで、検討会の議論の候補にはあったのですが、苦情・相談処理体制の在り方についても、いろいろ議論がありました。業界における苦情・相談処理を一元的に受け付ける窓口がないことが1つと、紛争処理をする機能がないこと。この2つについて主に議論がございました。

議論は深まったのですが、結果的には下に書いてあるように、まずは関係団体から、苦情・相談を受け付ける窓口を作り、苦情分析を行う体制を整備するという意思表示がされましたので、まず民間型の第三者機関による苦情・相談の処理を早急に実現して、その状況を見ながら紛争解決の仕組みの在り方も、中長期的に検討していきましようという整理をさせていただいております。

次の20、21ページが、苦情・相談処理の体制を自主的に業界でやっていくと言われたことの現状です。20ページ、全国携帯電話販売代理店協会が年末にできましたが、これは実は画期的なことだと思います。そもそもは中間とりまとめで、端末も含めてクーリングオフの対象と整理されたことを受け、去年9月に行われました関係団体等からのヒアリングで、携帯電話販売代理店各社が自分たちの取組を改善する旨をプレゼンされました。その中の1つで業界団体をちゃんと作りますと。窓口をちゃんと作って、作った上で苦情・相談を分析して、自分たちの改善へとつなげていく取り組みをします、とおっしゃられました。その表明が9月です。予定では、業界団体の発足は2月の予定だったのですが、ふたを開けてみたら12月に設立できましたと。

今のところ会員社は12社です。携帯のショップは確か200～300社ほどあるので、社数としては少ないのですが、シェアとしては53%程度です。5割強のシェアを占める12社で、まず業界団体を作り、これから輪を広げていくという活動を今しているところです。

彼らも電気通信事業者協会（TCA）の窓口だけではなくて、自分たちショップでもクレームはありますので、それを拾い上げて分析するというトライアルも1月にしております。3月くらいからは本格的にやって、TCAの取り組みとあわせて体制を整備していくと聞いております。

21ページはTCA、電気通信事業者の取組ですけれども、苦情・相談受付窓口を作りますとおっしゃったものの現状です。TCAで電話相談窓口を委託する業者も決まりました、元々来年度の第3四半期の予定でしたが、今のところ第1四半期で何とか急いでやりますという話にはなってきていますので、国会で法案が審議される頃にはできているかと思います。現在、電気通信事業に関する苦情・相談は、大体PIONEERと総務省の電気通信消費者相談センターに来ておりますが、新たにこれができることで、役割分担がそのうちされていくと思います。そうした推移をしっかり見守っていきたいと思っております。以上です。

【中山委員長】 ありがとうございます。ご質問等、まず若林特別委員、最初に相談事例のことについて、ご関心おありのようでしたから、どうぞ。

【若林（和）特別委員】 今のご説明を伺いまして、今後は苦情に対してずいぶんスピードを上げて対処していただけることと思うのですが、やはり結局、広報が重要かと思います。消費者に対していかにわかりやすく、こういったことができるよと広報してい

ただくことがとても大事かと思います。

やはり高齢者などにとっては、今のいろんなオプションや請求書の内容は本当にわかりにくいと思うのです。だからいかにわかりやすい言葉で広報していただくか、初期契約解除ルールのことでも広報していただくかが大切かなと思います。

今いろいろな機能がクレジットカード決済になっていますので、業者にしたら自動更新とか、無料期間終わったら自動契約で、課金できたほうが業者としては非常に有利ですね。クレジットカードで課金、決済してもらうわけですから。その辺のせめぎ合いかなと思うので、広報ということで、感想を持ちました。

あと最後、協会が設立されたとのことですが、この協会のことももっと消費者に対して広報してもらいたいのです。

関係ない話ですが、こういった協会は、加入している業者は年会費はどのぐらい徴収されるのですか。

【飯倉室長】 確か10万とか20万程度だったと思いますが、正直、正確ではないと思います。

広報はもうおっしゃるとおりで、これはしっかり頑張っていきますと。ただ、実際僕らもショップに契約に行くと1時間ぐらい話聞いて、あんまり頭に残ってないですね。この原因が何かと言うと、サービスが複雑だということと、あとキャリアからの販売や営業に係るところのいろいろな制約もあるような気もするのですよね。

そういうのを考えたら、この代理店協会がある意味独立的な立場から、いろいろな物事を言っただけになるようになってもらえると、もう少しすっきりするところがあるかなと思います。

あと、いろいろ説明しろしろと、言われておりますが、当然それでうまいこと回っているところもあると思うのですが、何となくちょっとだけ裏目に出ているようなところもあったりするような気がします。その辺りの正直なところを、キャリアと代理店とで、苦情の分析を踏まえた上で、折り合いをつけていただければいいかなと思います。

【中山委員長】 他には。山本委員どうぞ。

【山本委員】 2点ありまして、まず1点目。11ページの禁止行為・取消ルールですが、これを見ると報告書としては、不実告知、不利益事実の告知については禁止が適当、ただし、違反があった場合の取消しについては検討することが適当、となっているので、取消しというか、民事効については、基本的にはその次の段階という位置付けになっ

たのかなと理解しました。

ここでどういう議論が行われてそういうことになったのだろうかというのが1つです。

それからもう1つは、19ページの苦情・相談処理体制の在り方で、ここでも苦情・相談の処理を早急に実現するというのですが、紛争解決の仕組みについては中長期的に引き続き検討ということで、先の問題という位置付けになったということなのです。

しかし昨年、法務省でADR法の改正を検討していて、私もそこに昨年参加していたのですが、その中ではやはり各業界ごとに、業界の抱える紛争解決に取り組んでいくことが重要ではないかという提言がされていて、電気通信業界についても紛争が実際にかなり多く発生しているところなので、そういうADR、裁判外紛争解決の仕組みが必要な分野の1つではないか、ということが議論されたわけですね。

このPIONEERでも、金融が一番紛争が多いと。これに対してはご存じ金融ADRの仕組みが、金融業界で作られていることを考えても、私自身の印象では、電気通信業界における紛争解決の仕組みは必ずしも時期尚早ではないという印象を持っていたのですが、今回の検討ではいわば先の問題とされた。その間の議論の経緯をお教えいただければと思います。

【飯倉室長】 1つ目の民事効の話ですが、報告書では、消費者契約法改正等の議論もあるので、それらの動向も参考にしつつ、検討することが適当と書かれております。いろいろなご意見も踏まえた上で、こういった表現になりましたが、研究会からすると、やる気がないということでは全くありません。

後半のほうは、正直なところ実行可能性の問題だけです。研究会として提言をしても、提言どおり実施されないことは、これまで世の中の常でいろいろありましたので、そういう意味では始めのステップとして、まず民間で、第三者機関で相談窓口を設けることを優先したというだけです。紛争解決の仕組みが有効ではないという議論は全くなくて、必要だという意見のほうがむしろ多かったですし、そのために検討するメンバーも、二人ほど専門家の先生に追加で加わっていただいて、集中的に議論もさせていただいているので、その有効性が少しでも減っているというわけではないです。ただ実現可能性として、金融の分野でも、まずは苦情処理の機関ができたあとで、ADR機能が付け加わったと聞いていますし、できるところからやるというスタンスでこうなったという次第です。

【中山委員長】 よろしゅうございますか。以前、外国でうちの委員会と同じような機関があるかどうかの報告を事務局から受けた時も、山本委員は、実際のエンドユーザーとの

紛争がどうなっているのかという関心を非常に強く持たれていましたので、その観点からのご質問でした。他にはいかがですか。小野委員どうぞ。

【小野委員】 19ページの苦情・相談処理体制について、第三者機関という仕組みを検討しているということですが、これは業界団体等とは別に何か作るということですか。

【飯倉室長】 いえ、21ページにありますTCAで検討中の苦情・相談受付窓口、これです。

【小野委員】 これは、もう既にそういうものができているのですか。

【飯倉室長】 これから作っていくということです。事業者団体、TCAという電気通信事業者協会ですが、そちらで今、頑張って作ってくれています。

【小野委員】 私も利用者の一人として考えてみますと、苦情処理は、契約の中身等について後になってよくわからないとか、いろいろな問題が出てきた場合に、一番単純なのは販売店なり会社になんか言っていくということがあって、そこでそれなりに解決できることも当然あると思います。しかし解決できなかった場合、または不満が残っている場合に、どこかに訴えていきたいということを当然利用者は考えるわけですね。

その際に、例えばこの機関を利用されるということなののでしょうか。

【飯倉室長】 そうです。イメージとしては、今、消費生活センターに寄せられている相談の幾ばくかは、やはりそちらに行くかと思います。しかし、事業者のほうで正直自分たちの自主的なガイドラインで何が規定されているのかは当然わかっていますので、事業者が相談を受けたほうが、解決の道が示しやすいというのはあるかと思います。もちろん紛争処理のADRができれば、それはそれで別の道があってもいいのですが、そうでなくても、自主的に事業者のほうで何とかしていくことのほうが、蓋然性がある取り組みが期待できると思います。

【小野委員】 あと、単純に苦情ということだけではなくて、やはり非常に契約の内容が複雑で、いろいろと聞いても、なかなかすぐには全部を理解できないことがある上に、それぞれの携帯の会社がいろいろなサービスを提供している。

そうすると単に苦情ということだけではなくて、恐らく利用者の1つの不満として、自分が契約をしているサービスの内容が、果たしてその業界の中で、内容的にも料金的にも妥当なものなのかどうか、我々にはよくわからないわけですね。

要するに、単に文句を言うこととは別に、自分が契約している内容が、業界の中での常識に比べて極端におかしなことではないのかどうかとか、あるいはそもそも自分が契約し

ている内容がどういうものなのかということ、業者ではなくて別の人が説明してくれることが必要なのではないのでしょうか。

業者に聞くと、当然これはいいですよということしか言わないでしょうから、もっと別の第三者に、客観的にこれはこういうことですよという、このサービスが果たして本当に要るのかどうかということも含めたアドバイスをしてくれるような機関があるとすごく助かるのではないのでしょうか。

業者と我々では、もう全く力関係が違います。説明されてもわからない部分もあるし、十分に説明を求められる能力もないということもあるので、そこを仲介するような機関が必要なのではないかという気がします。

【飯倉室長】 今おっしゃられたような、自分の契約内容等の相場観なりを相談できるようなものは、ここに求めていきたいと思います。明示的に今、そういうことまでやるとは聞いてはいない気はいたしますが、そこは求めていきたいと思います。

もちろん、契約内容どおりやっても相談があると思いますし、契約内容が本当におかしなものだったり、それこそガイドラインに違反しているようなこともあるかと思います。そのところも含めて、苦情・相談受付窓口が指摘をして自浄作用が生まれてくればいいと思っております。

【中山委員長】 よろしゅうございますか。他にはいかがでしょう、白井特別委員どうぞ。

【白井特別委員】 苦情・相談が多いというのは、初期契約解除ルールや、今の説明にもありましたが、契約書が専門用語で書かれていて、一般の方がわかりにくい点にあると思います。よくわからないまま契約してしまったところが問題かなというのが1点。

もう1つはガイドラインの不明確さの問題もあるかと思います。さっきのSIMロックの話でもガイドラインを読みますと、SIMロックが解除できるか否かを明示しなさい、とあります。それなのに、解除できますと書いてあったとしても、他の事業者のSIMカードが挿し込まれた場合に、通信サービス、アプリケーション等の利用の全部または一部が制限される可能性が存在するとされている。

全部が制限される可能性というのは、つまり、結局何にもできなくなるということです。それを認めていたら、SIMロック解除の意味がない感じがします。携帯電話だったら、少なくとも通信はできるかもしれない。しかしそれだけだったら、解除できないと同じようなものだと思います。そこら辺については、SIMロックはご専門違うかもしれませんが、もう少しガイドラインがきちんとされていていいのかなという感じが

します。

【飯倉室長】 ガイドラインに限らず、省令も含めてですが、いろいろな意見を踏まえて、すべての可能性を入れていくと、結局何かわかりにくいものになったり、慎重なものになってしまうということだと思います。

【白井特別委員】 あいまいにしておくと、やはりそこでまた裁判のようになってしまうのではないかと思います。

【飯倉室長】 いや、だから、あいまいではないのです。SIMロックのガイドラインでは、全部が使えなくなることもあると書いていますが、そうしておかないと、そうなった時にいろいろ問題になるので、そういう書きぶりにするしかないということです。

【白井特別委員】 消費者側から見ると、そこに全部または一部と書いてあるではないかと言われた時に、全部というのがさっき言ったように、もう通信が全くできないことも含んでいるとすると、書き方としておかしいのではないかと感じると思うのですが。

【中山委員長】 恐らく全部ということになると、その危険性を判断してユーザーが選べないということなのでしょうね。そういう判断材料として使ってもらいたいということではないかと思いますけれど。

【飯倉室長】 そうですね。ただ多分、全部が全部やれと言うと、なかなか業界も含めて調整がつかないので、どうしてもそういう表現になってしまうということもあります。それはなぜかと言うと、そう書かないと、例えば全部が止まってしまった時に、やっぱりメーカーも事業者も含めて突き上げに遭ってしまう。本当は多分、すっきり書きたいと思うのですよね。ただ、いろいろ環境もあって、書けないということではないかと思っております。

【中山委員長】 よろしゅうございますか。私も、電話勧誘を厳しく受けたり、2年契約でいつの間にか契約を更新されていたり、オプション解約も忘れるようなエンドユーザーですから、委員の皆さんも共感するところが多く聞いていたと思います。大事なのは、やはりそういうところで、担当局としてぜひともご努力いただきたいということかと思えます。本日はまことにありがとうございました。

【飯倉室長】 ありがとうございました。

(総合通信基盤局退室)

＜その他【公開】＞

【中山委員長】 本日の議題は以上でございますが、委員の皆様、ほかに何かございますか。よろしいですか。事務局から何かございますか。

【清水参事官】 次回の委員会の開催は、3月後半を予定しております。正式な日時は、別途ご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、来年度の視察先につきましては、委員のご意見を踏まえて、5月に民放キー局を視察する方向で検討しております。ケーブルテレビ局もあわせての視察を最初は考えておりましたが、時間的に難しいため、これは次の機会にさせていただきたいと思います。

具体的な視察先や内容につきましては、今後調整をした上で、次回の委員会でご提示し、ご意見をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

【中山委員長】 ありがとうございます。2月に委員会開催の予備日がございましたが、これはなくなったということでしょうか。

【清水参事官】 ええ、結構でございます。1月の予備日での開催もございません。

＜閉会【公開】＞

【中山委員長】 それでは、以上をもちまして、本日の電気通信紛争処理委員会を閉会とさせていただきます。なお、このあと私から記者会見を行うことにしております。本日はありがとうございます。

以上